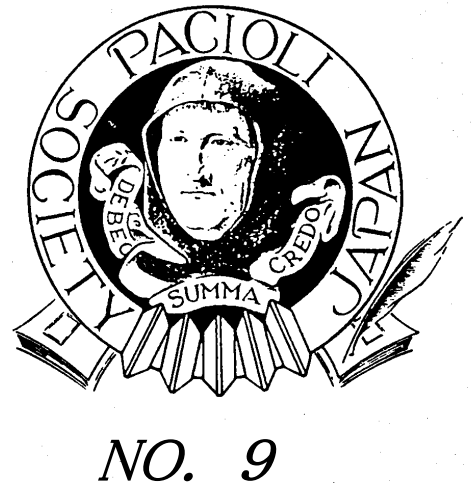


# Accounting, Arithmetic & Art Journal



The **IP**ACIOLI **S**OOCIETY **U**JAPAN

1996 . 05

## 第8回フォーラムのお知らせ

設立から6年目を迎える今年は、パチョーリ協会本来の気楽な研究報告会を実現したく早稲田の杜にオープンしたリーガロイヤルホテルに、公認会計士（昭和太田監査法人代表社員）でありパチョーリ研究家の岩井 敏先生をお迎えすることになりました。平成8年5月18日（土）午前11時40分から3時間、昼食とティタイムを挟み「ルカ・パチョーリを巡る人々」をお話しいただき、東の間のルネサンスの知人を訪ねて見ましょう。

## 第7回会計史家国際会議

会計史家国際会議（The World Congress of Accounting Historians）は1992年に京都で第5回を、第6回はヴェネチアで1994年（『スママ』出版500年祭）に開催されました。今年は8月11～13日にかけてカナダのオンタリオ州 Queen's University で開催されます。次いでアメリカ会計学会（AAA）が8月14日～17日にアメリカ・イリノイ州シカゴにてもたれます。おそらくこの時期、日本から大勢の参加者がみえることでしょう。

前回本誌に紹介した丸善書店保有のハーウッド・ライブラリー（The Herwood Library of Accountancy）1320冊の会計史コレクションに Simon Stevin の『数学的慣例法（1650年版）』が収蔵されています。ゲイスベークによれば、ステヴィン（1548～1620）はオレンジ侯モーリス王子の

家庭教師であり、顧問官であった。そして複式簿記を教授し、これを統治に用いるように進言した。この簿記文献は1604年アムステルダムでオランダ語で出版され、1607年ヘーグで改定、1608年にはラテン語に、1650年にその子息によって再版されたという（John B. Geijsbeek, Ancient Double-Entry Bookkeeping, Denver, 1914, p. 114, 片岡泰彦著『ドイツ簿記史論』森山書店 p. 337.）。

Verrechting van domeine, mette contrerolle en ander behouften vandien; 't welck is verclaring van ghemeene regel, waer deur verhoet worden alle abuysen mette swaricheden uyte selve spruytende, diemen tot noch toe uyt geen rekenamers van domeine en finance heest connen weren ...Tot Leyden, Iustus Livivs, (1604?).

VERRECHTING  
VAN  
DOMEINE

Mette CONTREROLLE en ander behouften vandien.

1604.

Verclaring van ghemeene Regel, waer deur ver-

hoet worden alle abuysen mette swaricheden uyte selve

spruytende, diemen tot noch toe uyt geen rekenamers van domeine en finance

heest connen weren ...Tot Leyden, Iustus Livivs, (1604?).

1604.

Verrechting van domeine, mette contrerolle en ander behouften vandien.

Mette CONTREROLLE en ander behouften vandien.

1604.

Verclaring van ghemeene Regel, waer deur verhoet worden alle abuysen mette swaricheden uyte selve spruytende, diemen tot noch toe uyt geen rekenamers van domeine en finance heest connen weren ...Tot Leyden, Iustus Livivs, (1604?).

1604.

Verrechting van domeine, mette contrerolle en ander behouften vandien.

Mette CONTREROLLE en ander behouften vandien.

1604.

Verclaring van ghemeene Regel, waer deur verhoet worden alle abuysen mette swaricheden uyte selve spruytende, diemen tot noch toe uyt geen rekenamers van domeine en finance heest connen weren ...Tot Leyden, Iustus Livivs, (1604?).

1604.

Verrechting van domeine, mette contrerolle en ander behouften vandien.

Mette CONTREROLLE en ander behouften vandien.

1604.

Verclaring van ghemeene Regel, waer deur verhoet worden alle abuysen mette swaricheden uyte selve spruytende, diemen tot noch toe uyt geen rekenamers van domeine en finance heest connen weren ...Tot Leyden, Iustus Livivs, (1604?).

1604.

Verrechting van domeine, mette contrerolle en ander behouften vandien.

Mette CONTREROLLE en ander behouften vandien.

1604.

Verclaring van ghemeene Regel, waer deur verhoet worden alle abuysen mette swaricheden uyte selve spruytende, diemen tot noch toe uyt geen rekenamers van domeine en finance heest connen weren ...Tot Leyden, Iustus Livivs, (1604?).

1604.

Verrechting van domeine, mette contrerolle en ander behouften vandien.

Mette CONTREROLLE en ander behouften vandien.

1604.

Verclaring van ghemeene Regel, waer deur verhoet worden alle abuysen mette swaricheden uyte selve spruytende, diemen tot noch toe uyt geen rekenamers van domeine en finance heest connen weren ...Tot Leyden, Iustus Livivs, (1604?).

1604.

Verrechting van domeine, mette contrerolle en ander behouften vandien.

Mette CONTREROLLE en ander behouften vandien.

1604.

Verclaring van ghemeene Regel, waer deur verhoet worden alle abuysen mette swaricheden uyte selve spruytende, diemen tot noch toe uyt geen rekenamers van domeine en finance heest connen weren ...Tot Leyden, Iustus Livivs, (1604?).

1604.



## はじめに

ルカ・パチョーリの所謂『スンマ』(Venezia, 1494)は、簿記・会計史上、また文化史上、重要な業績である。だが、これは彼独りの功績ではない。13世紀のレオナルド・フィボナッチの『アバコの書』をはじめとした先人の業績を参照し、また当時の実務上の技術を整理して、理論書に編み上げたのである。少年時代の徒弟奉公やピエロ・デッラ・フランチェスカの教え、青年期にヴェネツィアで受けたドメニコ・ブラガディノの授業から得たものも、『スンマ』の要素となつたであろう。彼自身は商人ではなかったが、この著作の背景には当時のイタリアの商業文化や教育環境が反映しているのである。この小稿では、スンマのそうした文化的背景を考えてみようと思う。

## 1. 都市の教育環境

中・近世のイタリアの都市の特徴の一つは文化水準の高さであり、多数の住民が読み書きの能力を持っていた。そうした人間が主に都市社会の上・中層に属する市民であったにせよ、社会全体の識字率は同時代の西ヨーロッパの他の地域に比べてはるかに高い。その背後には、教育への関心とその水準の高さがあった。

14世紀前半のフィレンツェ商人ジョヴァンニ・ヴィッラーニの『年代記』に、1338年頃のフィレンツェの教育事情に関して、「我々の知る限りで、8000人から10000人の男児と女児が読むことを習っている。6つの学校でアッバコ〔算盤〕を習っている少年は、1000人から1200人いる。そして、4つの大きな学校で文法と修辞学を学んでいる者は、550人から600人である」という有名な記述がある。当時の都市人口の推定値に照らしてみると、6～15歳（当時の一般的な就学年齢）の子供の30～50%以上が読み書きを習っていたことになる。当時としては極めて高い就学率である。残念ながら、ヴィッラーニの数字の信憑性は多少疑わしいが、1480年にフィレンツェ政府の実施したカタスト（課税財産申告）によれば、1031人の少年が何らかの「学校」に通っている。『年代記』の数値の10分の1であるが、グレンドラーという研究者によれば、当時の都市に住む10歳から13歳の少年（1348年の黒死病で都市人口は半減したと推定されている）のうちの3分の1に当たる。このことから、ヴィッラーニの挙げる数字は誇張であったとしても、彼の時代にもフィレンツェの多くの親達が、自分達の息子を学校に通わせていたと推測される。

そもそも、ヴィッラーニが就学者数を誇張したとしても、そのこと自体が、教育を重視するフィレンツェ人の態度を反映している。彼が就学者数に言及しているのは、フィレンツェの偉大さや繁栄ぶりを示す為である。彼は教育水準の高さを都市の繁栄と結びつけて考え、学校に通う子供の数を誇ってみせる。当時のフィレンツェ人が同じような認識を持っていたからこそ、くだんの記述は読者にフィレンツェの繁栄を印象づけたのである。

こうした都市の学校の多くは「学校」というよりも個人経営の小さな塾で、経営者を兼ねた教師が店舗を借りて、一人で教えていた。彼らはボローニャやパドヴァなどの大学での修学の後、生徒の集まりそうな都市に定着して塾を開いたのである。私塾とは別に、教会・修道院の付属学校や、ときには都市当局によって設けられた公立学校も存在した。しかし、商工業で繁栄する大都市では、商人を中心に、俗語の読み書きや算術といった商売や生活に直結した世俗教育に対する需要が高く、教会学校では対応できなかった。同時に、その高い教育需要に応じた私塾の供給があった為に、都市政府が公立学校を設ける必要もなかった。私塾を経営する教師達はより多額の収入を求めて都市から都市へと渡り歩き、フィレンツェやヴェネツィアのように教師の需要の高い土地で開業したからである。

では何故、教育に対する関心が高かったのか。都市社会の主役は商人であった。容易に考えられるように、商人にとって読み書きや計算ができるということは、商売の実務の上でも社会生活の上でも不可欠である。その商人達の関心は、当然、社会全体の教育環境に大きく影響したであろう。とはいえ、イタリアでだけ商業が発展した訳ではない。実用的な知識はいずれの地域の商人にも有

用であったろう。にもかかわらず、イタリアの識字率・教育への関心は突出した。そこには、ドイツやフランドルなどでは口約束が契約として認められたのに対し、イタリアの都市社会では口頭の約束・契約は法的効力を持たず、文書を証拠としなければならなかったという事情があった。そして、そうした社会事情は、イタリアで発達した公証人制度と関わっているのである。

## 2. 都市文化の中の公証人

公証人の起源は明確ではない。古代ローマにノタリウスnotariusという職があったが、これは書記官で、中世以降の公証人とは性格が異なる。公証人の直接の起源と思われるものは、7～8世紀のランゴバルド時代の教会のノタリウスである。この時代、公正証書の証明力は教会の権威に依存していた。これが9～10世紀になると、伯やイタリア王に属するノタリウスが現れ、証書作成は伯や王の権威に依存するようになる。いずれにしても、公証力は聖俗の上級権力の権威に依存していた。

ところが11～12世紀にコムーネ（自治都市）が成立し、証書作成者はこうした上級権力から自立した。これが公証人である。理想的には彼らの公証力は皇帝や教皇の権威を源泉とした。文書には「皇帝の権威による公証人notarius auctoritate imperiali」とか「教皇の権威による公証人notarius apostolica auctoritate」といった肩書が記されている。公証人はこのように上級権力の権威を借りながら、その直接の支配は受けない。利用された形の皇帝や教皇側もこれに干渉した形跡はない。公証人制度は、皇帝や教皇の支配力が弱い一方、都市が事実上の主権国家となったイタリアにして初めて成立し得るものだったのである。ジェノヴァのジョヴァンニ・スクリーヴァという公証人の登記簿（1154-56）は、既に12世紀前半に彼らの職業が確立していたことを示している。

公証人の業務は時代によって変わった。12世紀には商取引の証書作成・登記が主であった。13～14世紀になると貸付や不動産の売買・貸借、財産の相続についての業務が中心となり、商取引はあまり扱われなくなる。代わりにそうした商取引は、商人自身の手で商業帳簿に記された。その理由としては、商業の発展によって増大する需要に対応しきれず、公証人が不足したこと、商人自身も文章能力が向上し、契約のたびに公証人に依頼するのが面倒になったことが考えられる。それでもまだ、14世紀前半のピサの公証人アンドレア・ディ・プーポ・ダ・ペッチョリの登記簿には、小麦や毛皮の取引、保険契約の追認など、フィレンツェやジェノヴァの商人がピサで結んだ契約が多数登記されている。帳簿での決済が一般化する前には、どこでも取引がこのように公証人を介して行われていた。商業帳簿の使用が一般化すると、裁判等での帳簿の証明力が認められ、支払い約束の書簡（手形や小切手）の証明力も増したので、商取引を公証人に登記する必要はなくなった。但し、ジェノヴァでは商取引の登記が続けられていた（上のピサの事例で、14世紀になっても商取引が多く登記されている一因は、顧客がジェノヴァ商人であった為であろう）し、ヴェネツィアでは14世紀後半頃まで手形を公証人に作らせることが多かったという。

公証人の文書作成方法も時代とともに変化した。正式の証書instrumentumの作成は業務量が増えるにつれて省略され、元来は証書の下書き用であった公証人の帳簿imbreviaturaに契約内容を記すのみになった。これで登記は完了し、必要がなければ証書は作られない。我々が「登記簿」と称するのはこの帳簿である。下書き用の帳簿が正式の登記簿になってしまったので、さらにその下書きとしてメモschedaが作られるようにもなった。

以上のように、商取引にはじまって財産関係、土地の売買等あらゆる契約・法的問題に関して、帳簿や文書を作ったり公証人に登記するのが当然という環境が、公証人制度の普及によって成立した。公証人がいたからこうした文書主義が生まれたのか、文書に明示しなければ自身の権利を守れないと考えるメンタリティが公証人制度を生み出したのか、どちらとも断言はできない。だが、家畜飼育契約や小口貸付に関する公証人の利用が、農民にも次第に広まっていったことを考えると、公証人の存在が文書主義を助長したことは間違いない。かかる社会環境では、文字の読み書き（少なくとも読める）ができないということは、非常な損失につながる恐れがある。それ故、一定の財産・社会的地位のある市民、特に商人はいやがうえにも読み書き能力を身につけた。自身の権利・利益を守ることと識字とは直結していたのである。「読み書きができる」ということは、商業に必須の知識としてのみならず、社会的成功と結びついた。教育を受けているか否かで社会的な評価も変

わった。社会の中での上昇が望める階層にとって、子供の将来を安定させるには、まずその子に教育を受けさせることが重要であった。

### 3. 商人の教育・実務

ヴィッラーニの記述にもあるように、学校教育は3種に大別され、教える学校も教師も専門分化していた。まず、6歳頃から習うのが読み書きleggereで、これは普通、俗語の読み書きであったと考えられている。ただ、都市の公文書やその他の公証人文書がラテン語で書かれることを考慮すると、ラテン語についても簡単な読み書き程度は教えられたのではなかろうか。次の段階はアッバコabbacoとアルゴリズムalgorismoで、10歳頃から2年間ほどである。アッバコは盤の上に数え玉を並べて計算する算盤であり、アルゴリズムとはアラビア数字を使う計算術を指した。どちらも商取引に必須の技術であった。簿記などの商業実務の基礎も、アッバコの学校で教えられた。このように一種の商業学校であるアッバコの学校に通う子供の数は、読み書きの学校の生徒ほど多くないが、需要は充分にあった。パチョーリが若い頃にヴェネツィアの家庭教師先で教えたのは、アッバコの学校の授業内容に重なるものであろう。そして、更に上級の文法学校に進むと、ラテン語の文法grammaticaと修辞法及び公証学が教えられた。文法学校へ通う者の数は、先の2種の学校に比べて遥かに少なかったらしい。ヴィッラーニの記述では、文法を学ぶ者は読み書きを学ぶ子供の10分の1にも満たない。職業的にラテン語を必要とする者は社会の中では相対的に少なかったし、文法学校にまで子供を通わせれば更に費用がかかったからであろう。商人の子弟の多くは文法学校には進まず、奉公に出て「見習いgarzone」として実務を身につけた。なお、ラテン語教育は教会や聖堂の付属学校でも行われていた。ヴィッラーニの言う「大きな学校」はこれらを指すと考えられている。

書物は貴重品であったから、現場では教師一人が教材を所有し、生徒の前で講読した。文法の教科書としては、ドナートゥスの『小文典』と『大文典』がよく知られている。文字を教えるには、教師が蠟を塗った札などに字を書いて見せたり、「文字板tavola」と呼ばれる木板を利用した。これは木の板にアルファベットを彫ったり、アルファベットを書いた紙を貼ったりしたものである。一方、アッバコの学校では、レオナルド・フィボナッチの『アバコの書』をはじめ、数字の数え方や計算術、簿記など種々の知識を詰め込んだ教材が用いられた。こうした教材は、書物の印刷が開始されるとまもなく出版されだしている。それだけ需要があったということであろう。また、13世紀から流布していた何種類もの「商業手引」も、教材になったと考えられる。「手引」は各地での商売の心得から商品の見分け方、通貨や度量衡の換算率などを教えるものであるが、一定の形式があって、実用的な側面と共に教科書としての性格を持っていた。内容的にはそれぞれが完全にオリジナルなものではなく、後代のものは先代の内容の一部を継承している。複式簿記に関する記述について言及されることのあるベネデット・コトルリの『商売及び完全なる商人について』(1573)もこの系譜に連なるし、パチョーリの『スンマ』もまた、これらの手引の伝統を少なくとも部分的には受け継いでいる。

子供の教育、特に教育費を出すのは父親の役目であった。14世紀末のフィレンツェ商人ジョヴァンニ・モレッリは、子孫に残した処世訓の中で、孤児の被る7つの損害（彼の父親も彼自身も父親を早く失った）の一つとして父親から教育を受ける機会の無いことを挙げ、孤児は独力で読み書き算盤や古典を学ばなければならないとしている。ここに言う「教育」は父親の助言・躰を意味すると共に、学費を出してもらうことも含まれていると思われる。但し、これは男子の場合で、女子には読み書きよりも裁縫や料理を教えるべきであると考えられていた。14世紀のフィレンツェ商人パオロ・ダ・チェルタルドの『良き慣習の書』も、女の子に本を読むことを習わせるべきではないと説いている。

とはいえ、女性でも識字能力を備えていなかった訳ではない。プラート（フィレンツェ近郊の都市）の商人フランチェスコ・ディ・マルコ・ダティーニ（1335頃-1410）の保存していた膨大な書簡の中には、彼の妻マルゲリータの自筆の書簡が多数含まれている。彼女は30歳を過ぎてから、一家の友人の公証人セル・ラーポ・マツェイから読み書きを習ったらしい。実際、彼女の筆跡は商人の書体によく似ている。また、フィレンツェの名門ストロツィ家の寡婦アレッサンドラ（1406-71）も、フィレンツェを追放されてナポリにいる息子達へ宛てて、多くの手紙を書いている。こうした

事例は、当時の上・中層の女性の中に手紙を読み書きできる者がいたこと、また女性が読み書きすることについて、彼女達の親や夫が必ずしも否定的であった訳ではないことを示している。教師の中にさえ稀に女性がいた。早い例では、1304年のフィレンツェでクレメンツァという名の女性がラテン語を教えているし、ダティーニの帳簿にも、彼の養女に「読み書きを教えていた女教師」への支払いが記載されている。しかし、学校（私塾）に通う女子は多くなかった。女子は家庭内や女子修道院で識字教育を受け、それは大抵「読み書き」止まりであった。一般に女性は、日常生活で読み書きを必要とすることはあっても、識字能力の要求される地位や職業には無縁であったし、複雑な計算技術や法的知識を必要とする活動に従事することもなかった。従って、父親は娘にそうした教育を与える必要を感じなかったのである。

#### 4. 商人文化：実用から教養へ

商人達が教育に熱心であったのは、読み書き算盤の知識が職業上・生活上必須であり、実生活でのラテン語の有用性も高かったからである。帳簿を記入し、為替業務（本来の用途とは別に、貸付の利息隠しにも利用された）を行い、取引の為に書簡を頻繁に遣り取りする必要もあった。また、流動的で不安定な都市社会に生き、リスクの大きな商業・金融取引（殊に国際的な取引は、商品の輸送・債権の回収について不確定要素が多かった）に関わっていた彼らは、契約や自分の法的権利を文書の形で管理しておき、齟齬や係争が生じた場合の証拠としておく必要を痛感していた。こうした意識は、トスカナ地方の商人の「覚書」によく反映されている。「覚書libro di ricordanze」は家産の目録というべきものであり、世帯主が家産の現状や家族の動向（誕生・死亡・結婚）を私的帳簿に記録して保管し、財産や権利関係の確認の必要に備えたものなのである。

このように商人達が作り上げた知的環境の中で、一種の「商人文化」が醸し出されていった。これは元来、上述のような実際の必要に応じた、経済的・実務的性格の強いものであった。しかし、次第に商人の関心がより広く周囲の世界に向けられるようになり、商人文化の性格も変化した。かくて、ヴィッラーニやパオロ・ダ・チェルタルドのような商人が年代記や処世訓の書を著し、家産の管理記録であった覚書にも年代記、自伝、処世訓の要素が混在するものが現れた。小話作者のサッケッティやボッカッチョも商人である。これらの「物書き商人」の識字力は商人としての教育の中で培われ、彼らの作品の読者も同じ教育環境の中で読み書き能力を身につけていた。ルネサンスの俗語文学の隆盛は、都市社会の教育水準・識字率の高さに多くを負っていたのである。

一方、古典文化への関心も、14世紀後半からラテン古典を研究する人文学者を中心としつつ、市民の間でも高まっていった。この所謂「人文主義」の勃興もまた、ラテン語教育に拠るところが大きい。道具としてのラテン語から、古典文化を伝えるものとしてのラテン語へと目が向き、文化そのものにも関心が持たれるようになったのである。日常の業務の中でラテン語に接していた公証人の中から、ペトラルカやコルッチョ・サルターティのような人文学者が現れたのは偶然ではない。15世紀後半に盛んになるネオ・プラトニズムを中心とするギリシア哲学の受け皿も、こうした教養人であった。

商人もまた、商売や生活に直結しない教養や古典に関心を向けた。モレッリは、ウェルギリウスやボエティウスなどの古典を学ぶように勧めている。彼の言によれば、良き市民となるには読み書き算盤を習うだけでは不十分である。古典に親しめば、ウェルギリウスに相談し、ボエティウスやダンテの詩に親しみ、キケロからは弁論術の、アリストテレスからは哲学の教えを受けられるというのである。ここに挙がっている古典の総てを、実際に彼が読んだのかどうかは判らない。だが、ラテン語の古典やダンテの著作を手本に、詩や弁論術や哲学を学ぶことを有益とする彼の態度には、広い教養への関心と「人文主義」の影響を見ることができるといえる。商業手引も14世紀後半あたりから教訓的・道徳的な色合いが濃くなり、商品の見分け方や貨幣の換算などに加えて、商人の尊厳や義務、道徳規範の記述が増えてくる。パチョーリが、ピエロ・デッラ・フランチェスカの勧めでウルビーノで古典研究に励むことになった背景には、こうした時代の風潮があった。

#### おわりに

以上のように、『スンマ』の背景には過去2世紀にわたって培われたイタリアの商人文化の存在が

あり、『ススマ』自体もまた、商業実務教育の系譜に連なるものとしてその中に位置づけることができる。確かにパチョーリ自身は商人ではないし、『ススマ』も実務の手引というよりは、数学と簿記の理論書である。一つにはパチョーリ自身が商人ではなく、「完全なる商人」の在り方といったことにも関心がなかった為であろう。しかし同時に、彼の時代にイタリアの商人文化が後退を始め、実用的な知識の習得よりも教養へと文化の重心が移動したことも、そこに影響している。15～16世紀、商人の役割は政治的にも文化的にも、消極的で周辺のなものとなっていた。多くの都市が共和政から君主政やシニョリーア（僭主政）に変わり、その宮廷が「メチェナティズモ（学芸保護）」の中心となった。『ススマ』出版後のパチョーリが、ミラノの君主ロドヴィコ・スフォルツァの宮廷に招かれたことが示すように、数学や簿記論もそうした宮廷における教養としての学問の対象であった。むしろそういう時代にあつてこそ、商業取引の実務の現場を離れて、簿記が理論化されることになったと言えるのではなからうか。

## <徳橋 曜先生のプロフィール>

1960年東京生まれ、都立大学人文学部人文学科（史学専攻）、同大学大学院人文学研究科博士課程（史学専攻）単位取得退学後1992年4月より富山大学教育学部講師となり、イタリア中・近世社会史を専攻されています。

都立大大学院修士課程在席中に清水廣一郎氏に師事し、博士課程に在学した折の1987年11～89年1月にかけてイタリア・フィレンツェに留学し、星野秀利氏の指導を受けた。研究業績には次のものがある。

- ・中世イタリア都市の隣人関係ーフィレンツェの場合 『人民の歴史学』 No. 110, 1991.
- ・中世イタリア商人の覚書 『地中海学研究』 No. 15, 1992.
- ・14世紀のフィレンツェにおける店舗の賃貸ーデル・ベーネ家の帳簿から  
『富山大学教育学部紀要』 No. 44(1993).
- ・15世紀のフィレンツェ社会における「友人関係」 『イタリア学会誌』 No. 44(1994)
- ・中世末期のイタリアの教育と都市文化 『富山大学教育学部紀要』 No. 47(1995).



## パチョーリ関係文献抄

- 渡辺 泉稿 「ICAS 主催『パチョーリ 500年記念祭』に出席して」  
雑誌『会計』 Vol. 145/6, 1994. 6.
- 吉澤英一稿 「国際会計、パチョーリと福澤諭吉」  
浦和短期大学『浦和論叢』 No. 12, 1994. 6.
- 岸 悦三稿 「パチョーリ簿記論の典拠いわゆる手書本について」  
広島修道大学『修道商学』 Vol. 35/1, 1994. 9.
- 高山朋子稿 「ルカ・パチョーリの『ススマ』と簿記・会計論」  
東京経済学会誌 No. 189, 1994. 11.
- 久野光朗稿 「修道士ルカ・パチョーリ奉賛の特別世界会議とイタリア周遊の旅」  
雑誌『会計』 Vol. 146/5, 1994. 11.
- 特集「会計の祖 ルカ・パチョーリが現代に問うもの」  
『週刊文春』 1994. 12. 22, 29 日号
- フランチェスコ・コマンデヴッチ、片岡泰彦訳 「ルカ・パチョーリの生涯と作品」  
駿河台経済論集 Vol. 4/2, 1995. 3.
- 雪島宏一稿 「パチョーリとパガニーニ」 文流出版『南欧文化』 No. 16, 1995.
- 特 集 『『ススマ』出版 500周年記念シンポジウム開催！』  
大原学園『スペレート』 No. 24, 1995.
- 三代川正秀稿 「文献案内：邦文ルカ・パチョーリ研究（1878－1994）」  
拓殖大学『経営経理研究』 No. 54, 1995. 9.
- 三代川正秀稿 「パチョーリ論文に対するマリネンの解釈：紛争収拾と会計」

岩井 敏 談 「風のサンダルを履いた旅人—再生するルカ・パチョーリー」

『ナイルスナイル』 No. 3, 1996. 4.

(AAA Journal No. 7 の続き)



◆左写真は本誌1ページで紹介したハーウッド・ライブラリーが所蔵している Simon Stevin 著『数学的慣例法』とルカ・パチョーリ著『スムマ (初版)』が並んだところです。

丸善書店・平和島倉庫にて

◆わたしたちも日本パチョーリ協会は、ルカ・パチョーリの業績を偲び、会計史、数学史、美術史などに興味を持たれる方々の研究と親睦を目的とする会合です。関心のある方はぜひ下記世

話人等にお声をお掛けください。ご案内申し上げます。

世話人：岡本治雄・片岡泰彦・鈴木一道・佐々木重人・三代川正秀

監 事：種田勝正・松井隆幸

The **IP**ACIOLI **S**OCIETY **U**JAPAN

日本パチョーリ協会 〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14 拓殖大学 商学部 三代川 研究室 TEL.03-3955-8783  
The Institute for Management and Accounting / Takushoku Univ. Miyokawa Office